

2024-5 税務・労務・法務情報

RA 11976 納税簡素化法

RR24-07 登録手続き、請求書発行について

この法律の一体全体どこが納税簡素化しているのか？とぼやきたくなるような新法です。

VAT登録事業者の場合、INPUTVAT控除要件が請求書に統一され、請求書の記載要件が大幅に増えています。以下、規則の一部抜粋です。

記載請求書の要件を確認の上、印刷承認申請を進めて下さい。

B.請求書の記載要件

1. 請求者のBIR登録名称 SEC,DTI登録屋号を記載すること可
2. VAT登録又はVAT非登録の区分とTIN表示
3. 登録住所
4. 「請求書」の表示
5. 取引日
6. 購入者の登録名、登録住所、TIN 但し、消費者への販売の場合は、登録住所、TINは不要
7. 連番の表示
8. 数量
9. 単価
10. 取引内容
11. 合計金額(VAT登録事業者の場合は、VAT込み金額)
12. VAT金額は区分表示
13. VAT登録事業者が、混合取引に従事する場合は、課税取引、非課税取引、0%取引に区分表示
14. 混合取引の区分毎に請求書を発行することも可能(それぞれの区分表示が必要)
15. OR, PO等の補助書面を発行する場合は、その書面上に“*This Document is not valid for claim of Input Tax*”の表記をしなければならない。
16. 非課税取引又はパーセンテージ税対象取引の場合は、“*Exempt*”と表記する。
17. VAT非登録事業者で法第5部に規定するパーセンテージ税の対象となる事業者が、非課税取引に該当する取引を行った場合は、Non-VAT請求書にパーセンテージ税対象取引とVAT非課税取引に区分して表示する。
18. シニア、PWD,等との取引は、①ID ②値引き総額(VAT減額を含む)を記載。
オンライン取引の場合は、署名省略可。
19. 請求書の下欄に以下を印刷。
①ATP番号、印刷日 ②BIR Permit番号(ルーズリーフ式の場合) ③連番
20. POS,CRM発行の請求書の場合は、上欄に ①機械登録番号 ②連番 ③再発行の場合は“*reprinting*”の記載、下欄に ①BIR Permit to use番号 を記載
21. コンピューター会計システムからの印刷の場合は、上欄に ①再発行の場合“*Reprint*”の表記
下欄に ①PTU、ACCNを表記 ②連番 ③発行日

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)